

証券コード 3194
平成28年5月11日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
株式会社キリン堂ホールディングス
代表取締役社長執行役員 寺 西 豊 彦

第2期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月26日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成28年5月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルクOSAKA 5階「カナーレ」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第2期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第2期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 取締役7名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ir.kirindo-hd.co.jp>）に掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 本株主総会終了後、同会場において会社説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策のもと、企業収益や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中国をはじめとした海外経済の減速懸念のほか、物価上昇や平成29年の消費税率引き上げを控え、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属するドラッグストア業界におきましては、都心部の一部を中心にインバウンド需要による押し上げ効果はあるものの、生活必需品に対する消費者の慎重な購買姿勢は変わらず、低価格志向が続いております。さらに、M&Aや資本・業務提携等の業界再編が一段と加速し、業種・業態を越えた競争の激化も相まって、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループは「地域コミュニティの中核となるドラッグストアチェーン」を社会的インフラとして確立するため、日常生活における利便性の提供と未病対策・セルフメディケーションの支援のほか、かかりつけ薬局の推進に努めるなど、顧客第一主義の店づくりを推し進めております。これを実現するために、当連結会計年度も引き続き、中期経営戦略の基本テーマである①収益力の改善、②経営効率向上と徹底したコストコントロール、③新規出店による売上高成長に基づく諸施策を実行してまいりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<小売事業>

小売事業におきましては、既存店の活性化対策として当社の連結子会社である株式会社キリン堂が24店舗の改装を実施いたしました。また、販売面におきましては、ポイントカードを基軸に来店動機を高める効果的な販売促進や、食品を中心とした集客施策強化のほか、ヘルス&ビューティケア商品のカウンセリング販売、PB商品の積極的な展開と販売強化に努めてまいりました。さらに、調剤部門も好調に推移した結果、増収となりました。

セグメント利益につきましては、調剤部門の伸びと雑貨等を中心とするカテゴリーの売上増に加え、食品等のEDLPの見直しと値入コントロールによる売上総利益の増加で、販売費及び一般管理費の増加を吸収し、増益となりました。

出退店状況におきましては、スーパードラッグストア11店舗、小型店5店舗（内、調剤薬局3店舗、インバウンド対応型1店舗）の計16店舗を出店し、スーパードラッグストア7店舗、小型店3店舗の計10店舗を閉店した結果、当連結会計年度末の当社グループ国内店舗数は、以下のとおり（合計334店舗）となりました。

	前 期 末	出 店	閉 店	フォーマット 転換等	当 期 末
スーパードラッグストア (内、調剤薬局併設型)	277 (28)	11 (-)	△ 7 (-)	△ 2 (△ 2)	279 (26)
小 型 店 (内、調剤薬局併設型) (内、調 剤 薬 局)	49 (4) (20)	5 (-) (3)	△ 3 (-) (-)	2 (-) (2)	53 (4) (25)
そ の 他 (内、調剤薬局併設型)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)
F C 店	1	-	-	-	1
合 計	328	16	△ 10	-	334

この結果、小売事業の売上高は1,112億26百万円（前期比4.0%増）、セグメント利益は27億66百万円（同53.0%増）となりました。

<その他>

卸売事業におきましては、販売に注力し、コストコントロールに努めた結果、好調に推移いたしました。

医療コンサルティング事業におきましては、株式会社ソシオンヘルスケアマネジメントが営む在宅医療サポート事業において、平成26年4月に実施された在宅医療の診療報酬改定の影響を受け、依然として厳しい状況にあります。

海外事業におきましては、主に化粧品等の卸売を営むBEUNET CORPORATION LTDが平成26年12月に子会社化した美悉商貿（上海）有限公司が売上に寄与いたしました。一方、忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司が、平成27年7月に常設のショールーム「忠幸麒麟堂義烏店」（浙江省義烏市）を開設するほか、中国で展開する不採算店舗を閉鎖（同社の連結対象期間において閉店1店舗）、さらに同社の小売店舗2店舗の事業全部をBEUNET CORPORATION LTDの100%出資子会社に事業譲渡することを決議するなど、中国における小売事業は再編過程にあり、依然として費用の支出が先行しているため、収益の確保には至りませんでした。

さらに、前連結会計年度において連結子会社であった麒麟堂美健国際貿易（上海）有限公司の全ての出資持分を売却したことに伴い、当連結会計年度より同社を連結の範囲から除外いたしました。

この結果、その他の売上高は16億76百万円（前期比47.7%増）、セグメント損失は1億92百万円（前期はセグメント損失87百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,129億2百万円（前期比4.5%増）、営業利益16億99百万円（同78.5%増）、経常利益は23億20百万円（同61.4%増）、当期純利益は8億26百万円（同33.4%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額19億72百万円であり、その主なものは新規出店及び店舗改装に伴うものであります。

なお、これらの設備投資の所要資金は主に自己資金を充当しております。

(3) 対処すべき課題

超高齢社会のなか、政府の方針として「国民の健康寿命の延伸」が掲げられており、地域に密着した健康情報の拠点として、ドラッグストア・調剤薬局が担う役割はますます重要になると考えております。

一方、ドラッグストア業界は、同業他社のみならず異業種を巻き込んだ出店・価格競争、合併・提携等の動きが進んでおり、今後競争がさらに激化することは必至であります。

このような厳しい経営環境において、ドラッグストア・調剤薬局に期待される機能を高め充実させるためには、持続的成長を実現するための営業基盤の強化が重要であると考えております。そのため、平成27年2月期から平成29年2月期までの3年間を対象とする第1次中期経営計画では、収益構造の改善と売上高の成長を実現するため、次の課題に全力で取り組んでまいります。

<中期経営戦略の対処すべき課題>

- ① 収益力の改善
 - ・ P B商品の育成と開発の推進
 - － ヘルス&ビューティの販売力及び開発力の強化
- ② 経営効率向上と徹底したコストコントロール
 - ・ 効率的な人員配置
 - － アシスタントスタッフの業務範囲の拡張
 - ・ 経費削減の推進
 - ・ 不採算店のスクラップ&ビルド
- ③ 新規出店による売上高成長
 - ・ 関西地区への継続出店
 - ・ 新店の早期立ち上げ
 - ・ 薬剤師の確保及び登録販売者の養成
 - ・ M&Aやアライアンスの検討

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第 1 期 (平成27年2月期)	第 2 期(当期) (平成28年2月期)
売 上 高(百万円)	108,033	112,902
経 常 利 益(百万円)	1,437	2,320
当 期 純 利 益(百万円)	619	826
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	54円68銭	72円94銭
総 資 産 額(百万円)	44,798	45,213
純 資 産 額(百万円)	12,290	12,596

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社キリン堂	100百万円	100.00	ドラッグストア及び保険調剤薬局等における医薬品、健康食品、化粧品、育児用品、雑貨等の販売
株式会社健美舎	20百万円	100.00	健康食品・医薬品の製造販売
株式会社ソシオンヘルスケア マネージメント	98百万円	70.04	医療分野、介護事業のコンサルティング、マネージメント等
忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司	400百万円	100.00	中国国内でのヘルス&ビューティケア商品等の卸・小売業等
BEAUNET CORPORATION LTD	83,100千 香港ドル	39.74	中国向け美容関連事業などを営む中国子会社を統括する香港を本社とする持株会社
その他 3 社	—	—	—

(注) BEAUNET CORPORATION LTDに対する当社の議決権比率は100分の50以下ではありますが、当社グループの支配力基準に基づき総合的に判断した結果、当該企業グループ各社を連結子会社として連結の範囲に含めております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	11,428百万円	19,511百万円

(6) 主要な事業内容

ドラッグストア及び保険調剤薬局等における医薬品、健康食品、化粧品、育児用品、雑貨等の販売事業等を営む子会社の経営管理、並びにこれに付帯又は関連する事業

(7) 主要な営業所及び工場

① 当 社

本 店 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

本 部 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

② 子 会 社

株式会社キリン堂

本 店 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

本 部 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

直 営 店 全国333店舗

株式会社健美舎

本 店 大阪府吹田市広芝町9番28号

本 部 大阪府吹田市広芝町9番28号

工 場 大阪府吹田市南吹田五丁目9番1号

株式会社ソシオンヘルスケアマネージメント

本 店 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

本 部 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司

本 店 江蘇省常州市江蘇武進經濟開發区蘭香路16号

BEAUNET CORPORATION LTD

本 店 1001 Admiralty Centre Tower I, 18 Harcourt Road, Hong Kong

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増加数
1,549名	53名

(注) 従業員数には、嘱託85名及び臨時雇用者2,286名(期中平均人員)は含めておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,875 百万円
株式会社みずほ銀行	1,946
株式会社三井住友銀行	1,673

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 11,331,080 株 (自己株式 1,126株を除く)
(2) 株 主 数 4,508 名
(3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
康 有 株 式 会 社	1,589千株	14.02%
キ リ ン 堂 協 栄 会 持 株 会	1,120	9.88
寺 西 豊 彦	695	6.14
寺 西 俊 幸	690	6.09
キリン堂ホールディングス社員持株会	591	5.21
寺 西 忠 幸	554	4.89
寺 西 貞 枝	543	4.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	304	2.68
エ ー ザ イ 株 式 会 社	182	1.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	154	1.36

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (1,126株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	寺西忠幸	忠幸麒麟堂(常州)商貿有限公司 董事長
代表取締役社長執行役員	寺西豊彦	株式会社キリン堂 代表取締役社長
取締役専務執行役員 人事企画部長	井村登	株式会社キリン堂 取締役
取締役	大武健一郎	(認定NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会 理事長 株式会社シイエム・シイ 社外取締役
取締役	井上正康	健康科学研究所 所長 京都府立医科大学 客員教授 大阪市立大学医学部 名誉教授 鈴鹿医療科学大学 客員教授
常勤監査役	塩飽利男	株式会社キリン堂 常勤監査役
監査役	渡部一郎	弁護士 (渡部一郎法律事務所)
監査役	黒田隆夫	
監査役	西育良	公認会計士 (西育良公認会計士事務所) 積水化学工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役大武健一郎氏及び取締役井上正康氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
2. 監査役渡部一郎氏、監査役黒田隆夫氏及び監査役西育良氏は、社外監査役であり、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役塩飽利男氏及び監査役西育良氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役塩飽利男氏は、株式会社キリン堂の管理部(現財務経理部)に平成8年5月から平成15年5月まで在籍し、決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しておりました。
 - ・監査役西育良氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 熊本信寿氏、平野政廣氏、小川賢人氏及び小林剛久氏は、平成27年5月28日開催の第1期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 土谷昭弘氏は、平成27年5月28日開催の第1期定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
6. 当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支払総額
取 (うち社外取締役)	9名 (2)	108百万円 (6)
監 (うち社外監査役)	5 (4)	15 (6)
合 計	14	123

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年5月28日開催の第1期定時株主総会において年額150百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年5月28日開催の第1期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

氏 名	活 動 状 況
大 武 健一郎	就任後開催の取締役会には13回中全てに出席し、出身分野である税務面で培った知識・見地から意見を述べております。
井 上 正 康	就任後開催の取締役会には13回中全てに出席し、出身分野である医学界で培った知識・見地より意見を述べております。

②監査役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況及び監査役会への出席状況

氏 名	活 動 状 況
渡 部 一 郎	当事業年度に開催された取締役会には18回中全てに、また、監査役会には13回中全てに出席し、主に法律的な見地から適宜質問するとともに意見を述べております。
黒 田 隆 夫	就任後開催の取締役会には13回中全てに、また、監査役会には9回中全てに出席し、出身分野である金融や経営者としての経験を通じて培った知識・見地より適宜質問するとともに意見を述べております。
西 育 良	就任後開催の取締役会には13回中全てに、また、監査役会には9回中全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた経験・見地より適宜質問するとともに意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度の監査計画における監査項目別、監査時間の実績及び報酬の推移並びに監査実績を分析評価し、会計監査人が提示した当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断された場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は上記場合のほか、会計監査人の独立性及び専門性並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、上記方針に基づき、会計監査人の解任または不再任の検討を毎年実施いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議し、これに基づき整備を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループのコンプライアンス体制に関するコンプライアンスグループ規程により、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守した行動を取るための行動規範を定めている。また、その徹底を図るため、グループコンプライアンス委員会を設け、同委員会の委員長は当社のコンプライアンス担当取締役とする。
- ② グループコンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスに対する取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び使用人の教育等を行う。これらの活動は定期的に取り締り役会及び監査役会に報告する。
- ③ 法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 各種議事録、起案申請等取締役の職務執行に係る文書について、文書取扱規程に基づき作成し、保存する。
- ② 取締役及び監査役、内部監査部門は、これらの文書を必要に応じ閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する事項

- ① 当社グループのリスク管理を体系的に定めるリスク管理グループ規程により、当社グループのリスク管理活動を統括する機関としてグループリスク管理委員会を設置し、同委員会の委員長は当社のリスク管理担当取締役とする。
- ② グループリスク管理委員会は、当社グループのリスク管理の状況を検証するとともに、新たなリスク管理の判明等の状況に応じてリスク管理の見直しを行う。これらの活動は定期的に取り締り役会及び監査役会に報告する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が共有する全体的な目標を定め、この浸透を図るものとする。業務担当取締役は、この目標達成に向けて実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定する。
- ② ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・提言する等の改善を促すことにより、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、内部統制室が、当社及びグループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の業務状況については、各社より定期的に取り締役に報告する。
- ② 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を取り締役会及び監査役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室に所属する使用人とする。監査役は同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令は受けないものとする。
- ② 取締役は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況、その他必要な重要事項を速やかに報告する体制を構築する。また、公益通報者保護規程に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について所要の費用の前払いまたは償還等の請求を受けたときは、その費用が当該監査の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用及びその債務を処理するものとする。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は業務の執行状況を把握するため、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席し意見を述べるができる。また、監査役会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。
- ② 反社会的勢力による不当な要求行為に備え、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、弁護士等外部の専門機関と連携を築く。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

「グループリスク管理委員会」を開催し、当社グループのリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。また、「グループコンプライアンス委員会」を開催し、当社グループのコンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

内部統制室は、取締役会の承認を受けた内部統制基本計画書に基づき、対象となる拠点について整備評価及び運用評価を行い、その結果及び改善状況を取締役会及び監査役会に報告しました。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、グループコンプライアンス委員会、グループリスク管理委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、継続的・安定的な配当を行うとともに、将来の事業展開に備えて内部留保の充実に努めることを基本方針としております。

当社の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。」旨を定款に定めており、これらの配当の決定機関は、いずれも取締役会であります。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり12円50銭とし、配当金の支払開始日を平成28年5月30日とすることを平成28年4月14日開催の取締役会において決議しております。また、平成27年11月に1株当たり12円50銭の中間配当金をお支払いいたしましたので、年間配当金は1株当たり25円（配当総額283百万円）となります。

連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,086	流動負債	22,820
現金及び預金	7,207	支払手形及び買掛金	8,832
受取手形及び売掛金	2,114	電子記録債務	6,690
たな卸資産	13,763	短期借入金	466
繰延税金資産	344	1年内返済予定の長期借入金	2,492
その他	2,655	未払法人税等	1,016
固定資産	19,127	賞与引当金	451
有形固定資産	9,572	店舗閉鎖損失引当金	4
建物及び構築物	7,775	その他	2,865
土地	768	固定負債	9,796
その他	1,028	長期借入金	7,220
無形固定資産	828	資産除去債務	1,131
のれん	640	その他	1,444
その他	188	負債合計	32,617
投資その他の資産	8,726	(純資産の部)	
投資有価証券	252	株主資本	12,452
長期貸付金	1,916	資本金	1,000
繰延税金資産	1,619	資本剰余金	5,439
敷金及び保証金	4,192	利益剰余金	6,013
その他	1,160	自己株式	△0
貸倒引当金	△415	その他の包括利益累計額	16
資産合計	45,213	その他有価証券評価差額金	39
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	△23
		少数株主持分	127
		純資産合計	12,596
		負債純資産合計	45,213

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		112,902
売上原価		82,645
売上総利益		30,256
販売費及び一般管理費		28,557
営業利益		1,699
営業外収益		
受取情報処理科	434	
受取賃料	350	
その他の	312	1,098
営業外費用		
支払利息	86	
貸付費用	329	
その他の	61	477
経常利益		2,320
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社出資金売却益	2	4
特別損失		
減損損失	358	
その他の	28	386
税金等調整前当期純利益		1,938
法人税、住民税及び事業税	1,231	
法人税等調整額	△77	1,154
少数株主損益調整前当期純利益		783
少数株主損失(△)		△42
当期純利益		826

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,000	5,460	5,612	△0	12,071
連結会計年度中の変動額					
連結子会社の増資による持分の増減	-	△20	-	-	△20
剰 余 金 の 配 当	-	-	△424	-	△424
当 期 純 利 益	-	-	826	-	826
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△20	401	-	380
当 期 末 残 高	1,000	5,439	6,013	△0	12,452

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	44	-	7	51	166	12,290
連結会計年度中の変動額						
連結子会社の増資による持分の増減	-	-	-	-	-	△20
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△424
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	826
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△5	△0	△30	△35	△38	△74
連結会計年度中の変動額合計	△5	△0	△30	△35	△38	306
当 期 末 残 高	39	△0	△23	16	127	12,596

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

(株)キリン堂、(株)健美舎、(株)ソシオンヘルスケアマネージメント、忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司、BEAUNET CORPORATION LTD、上海美優文化伝播有限公司、璞優（上海）商貿有限公司、美悉商貿（上海）有限公司
前連結会計年度において連結子会社であった麒麟堂美健国際貿易（上海）有限公司の全ての出資持分を売却したことに伴い、当連結会計年度より同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の名称

(株)キリンドウベスト

連結の範囲から除いた理由

(株)キリンドウベストは小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
会社の名称

(非連結子会社)

(株)キリンドウベスト

(関連会社)

(株)R S M

持分法を適用しない理由

(株)キリンドウベスト及び(株)R S Mは小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ソシオンヘルスケアマネージメント、忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司、BEAUNET CORPORATION LTD、上海美優文化伝播有限公司、璞優（上海）商貿有限公司、美悉商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、上記各社とも連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

営業店内の商品…………… 売価還元法による低価法によっております。

ただし、調剤薬品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

その他のたな卸資産…………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………主として定率法によっております。
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 8年～50年
- ② リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産) リース取引のうち、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 店舗閉鎖損失引当金……………店舗閉鎖に係る損失の発生に備えるため、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…………… (通貨関連)
ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建輸入取引に係る金銭債務
外貨建予定取引
(金利関連)
ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金利息
- ③ ヘッジ方針…………… 外貨建輸入取引に係る金銭債務及び外貨建予定取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。取引の開始に当たっては、所定の内部規程に基づき決裁手続を経て実施しております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法…………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一でありヘッジに高い有効性があると認められる場合は、有効性の判定を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、7～10年間の均等償却を行っております。ただし、金額に重要性が乏しい場合については、発生年度に一括償却を行っております。

6. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度よりこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39号に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。又、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

7. 表示方法の変更

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「短期借入金」(前連結会計年度73百万円)及び「未払法人税等」(前連結会計年度49百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。

8. 追加情報

(1) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されております。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の35.6%から33.0%に、平成29年3月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の35.6%から32.2%に変更されております。

この法定実効税率の変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は93百万円減少し、法人税等調整額(借方)は94百万円増加しております。

(2) 連結決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年3月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.2%から30.8%に、さらに平成31年3月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.2%から30.6%に変更となります。

この法定実効税率の変更により、当連結会計年度末の一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は34百万円減少し、法人税等調整額(借方)は35百万円増加いたします。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳

商品及び製品	13,587百万円
仕掛品	70百万円
未着商品	54百万円
原材料及び貯蔵品	50百万円

2. 担保資産及び担保付債務

デリバティブ取引の担保として下記を供しております。金額は次のとおりであります。

現金及び預金	100百万円
投資有価証券	100百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 14,510百万円

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	11,332,206株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年4月14日 取締役会	普通株式	283	25.0	平成27年2月28日	平成27年5月29日
平成27年10月8日 取締役会	普通株式	141	12.5	平成27年8月31日	平成27年11月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年4月14日 取締役会	普通株式	141	利益剰余金	12.5	平成28年2月29日	平成28年5月30日

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金を借入にて調達しております。デリバティブ取引は、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式、国債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金、敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に係るものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。

又、一部外貨建ての買掛金については、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、その返済日は決算日後、最長で7年6ヵ月であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

又、一部の借入金には財務制限条項が付されており、これらの条項に抵触した場合は、一括返済を求められる可能性があります。

デリバティブ取引は、主に輸入商品による仕入債務及び外貨建予定取引の為替相場変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、I連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金については、債権管理規程、リスク管理規程並びに経理規程に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用に当たっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、優良な金融機関と取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案し保有状況を見直しております。

外貨建輸入取引に係る金銭債務（確実に発生すると見込まれる予定取引を含む）に対して為替予約取引を行っております。デリバティブ取引の実行・管理は当社財務経理部が行っており、取引の開始に当たっては、所定の内部規程に基づき決裁手続を経て実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに借入金は流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性のリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,207	7,207	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,114	2,114	—
(3) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100	101	1
②その他有価証券	124	124	—
(4) 長期貸付金 (※1)	2,188		
貸倒引当金 (※2)	△150		
	2,038	2,201	163
(5) 敷金及び保証金	4,144	4,097	△47
資産計	15,729	15,846	117
(1) 支払手形及び買掛金	8,832	8,832	—
(2) 電子記録債務	6,690	6,690	—
(3) 短期借入金	466	466	—
(4) 未払法人税等	1,016	1,016	—
(5) 長期借入金 (※3)	9,713	9,807	93
負債計	26,719	26,813	93
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの (※4)	△0	△0	—

(※1) このうち272百万円については、流動資産の「その他」に計上しております。

(※2) 長期貸付金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目においては△を付しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 長期貸付金
これらの時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。
- (5) 敷金及び保証金
これらの時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金
これらの時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、又、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による長期借入のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものは（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)
				うち1年超	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金 外貨建予定取引	87	—	△0
合計			87	—	△0

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

② 金利関連

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記負債(5)長期借入金参照)

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3
関係会社株式	24
敷金及び保証金	48

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」、「(5) 敷金及び保証金」には含めておりません。

V 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,100円41銭
1株当たり当期純利益	72円94銭

VI その他の注記

1. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
大阪府大阪市他	店舗	建物及び構築物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。ただし、小売事業を営んでいない連結子会社については、原則として各社を1つの資産グループとしております。

その結果、市場価格の著しい下落または収益性の悪化により、回収可能価額が帳簿価額を下回った上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(358百万円)として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳

建物及び構築物	280百万円
その他	78
計	358

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の土地・建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年～39年と見積り、割引率は0.0%～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,117百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	37
時の経過による調整額	13
資産除去債務の履行による減少額	△26
期末残高	<u>1,141</u>

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,956	流動負債	1,476
現金及び預金	3,355	短期借入金	400
繰延税金資産	9	賞与引当金	6
その他	1,591	その他	1,069
固定資産	14,554	固定負債	5,143
有形固定資産	0	長期借入金	5,143
無形固定資産	0	負債合計	6,619
投資その他の資産	14,553	(純資産の部)	
関係会社株式	11,726	株主資本	12,892
関係会社長期貸付金	2,502	資本金	1,000
その他	324	資本剰余金	10,978
資産合計	19,511	資本準備金	250
		その他資本剰余金	10,728
		利益剰余金	914
		その他利益剰余金	914
		繰越利益剰余金	914
		自己株式	△1
		純資産合計	12,892
		負債純資産合計	19,511

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,571
営 業 費 用		426
営 業 利 益		1,144
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	65	
そ の 他	6	71
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41	
借 入 手 数 料	42	84
経 常 利 益		1,131
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	324	324
税 引 前 当 期 純 利 益		807
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2	
法 人 税 等 調 整 額	△9	△7
当 期 純 利 益		814

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,000	250	10,728	10,978
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	1,000	250	10,728	10,978

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	524	524	－	12,503	12,503
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	△424	△424	－	△424	△424
当 期 純 利 益	814	814	－	814	814
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△1	△1	△1
事業年度中の変動額合計	390	390	△1	389	389
当 期 末 残 高	914	914	△1	12,892	12,892

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）によっております。
子会社株式…………… 移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1)有形固定資産…………… 定率法によっております。
(2)無形固定資産…………… 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

- (1)ヘッジ会計の方法…………… 金利スワップについては特例処理の要件を充たしておりますので、特例処理によっております。
(2)ヘッジ手段とヘッジ対象…………… ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金利息
(3)ヘッジ方針…………… 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。取引の開始に当たっては、所定の内部規程に基づき決裁手続を経て実施しております。
(4)ヘッジの有効性評価の方法…………… 金利スワップについては特例処理の要件を充たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

デリバティブ取引の担保として下記を供しております。金額は次のとおりであります。

現金及び預金 (投資その他の資産「その他」)	100百万円
投資有価証券	100百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 0百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,356百万円
短期金銭債務	159百万円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業収益	1,571百万円
	その他の営業取引高	133百万円
	営業取引以外の取引高	65百万円
	営業外収益	149百万円
	資産譲受高	

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,126株

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
繰越欠損金	6百万円
賞与引当金	2
その他	1
繰延税金資産合計	<u>9</u>

(固定の部)

繰延税金資産	
関係会社株式	736百万円
関係会社出資金	104
繰延税金資産小計	<u>840</u>
評価性引当額	<u>△840</u>
繰延税金資産合計	—

(追加情報)

(法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されております。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の35.6%から33.0%に、平成29年3月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の35.6%から32.2%に変更されております。

この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

(決算日後の法人税等の税率変更)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年3月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.2%から30.8%に、さらに平成31年3月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.2%から30.6%に変更となります。

なお、この法定実効税率の変更による影響はありません。

Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)キリン堂	所有 直接100%	経営指導、 役員の兼任、 資金の貸付等	経営指導料の受取 (注) 1	431	—	—
				出向者の受入 (注) 2	133	未払金	9
				資金の貸付 (注) 3	2,100	長期貸付金 (注) 4	3,130
					2,000	短期貸付金 (注) 4	600
				受取利息 (注) 3	61	前受収益	8
				債務被保証 (注) 5	5,119	—	—

- (注) 1. 経営指導料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
 2. (株)キリン堂が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。
 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 4. 長期貸付金については、1年内返済予定の長期貸付金を含んでおります。なお、1年内返済予定の長期貸付金752百万円及び短期貸付金600百万円については、流動資産の「その他」に計上しております。
 5. 銀行借入につき、債務保証を受けており、保証料は支払っておりません。
 6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,137円78銭
1株当たり当期純利益	71円92銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月8日

株式会社 キリン堂ホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河津誠司 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キリン堂ホールディングスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キリン堂ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月8日

株式会社 キリン堂ホールディングス
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 朝 喜 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 津 誠 司 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キリン堂ホールディングスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査報告書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担、重点項目等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月13日

株式会社	キリン堂ホールディングス	監査役会
	常勤監査役	塩 飽 利 男 ⑩
	社外監査役	渡 部 一 郎 ⑩
	社外監査役	黒 田 隆 夫 ⑩
	社外監査役	西 育 良 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	テラニシ タダユキ 寺西 忠幸 (昭和4年3月1日生)	昭和30年5月 キリン堂薬局を開業 昭和33年3月 (株)キリン堂設立 代表取締役社長 平成15年9月 同社代表取締役会長 平成21年5月 同社代表取締役会長兼社長 平成22年5月 (株)ニッショードラッグ 代表取締役 平成24年5月 (株)キリン堂 代表取締役会長 平成24年9月 忠幸麒麟堂(常州)商貿有限公司 董事長(現任) 平成25年3月 麒麟堂美健国際貿易(上海)有限公司 董事長 平成26年8月 (株)キリン堂ホールディングス 代表取締役会長(現任)	554,770株

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	テラニシ トヨヒコ 寺西 豊彦 (昭和32年11月5日生)	昭和 57 年 3 月 (株)キリン堂入社 昭和 60 年 5 月 同社取締役 平成 2 年 9 月 同社常務取締役 営業システム部長 平成 4 年 9 月 同社常務取締役 ドラッグストア事業部長 平成 6 年 2 月 同社常務取締役 商品部長 平成 8 年 11 月 同社常務取締役 人事総務部長 平成 10 年 7 月 同社常務取締役 ドラッグ運営部担当兼商品部担当 平成 11 年 7 月 同社代表取締役副社長 ドラッグ運営部担当 兼商品部担当 平成 13 年 3 月 同社代表取締役副社長 運営部統括兼商品部担当 平成 15 年 9 月 同社代表取締役社長 平成 18 年 10 月 (株)ジェイドラッグ 代表取締役社長 平成 18 年 12 月 (株)ニッシュードラッグ 代表取締役 平成 21 年 5 月 (株)キリン堂 取締役副社長 平成 21 年 10 月 同社取締役 平成 23 年 5 月 同社取締役 新規事業担当 平成 23 年 6 月 同社常務取締役 国内営業担当兼新規事業担当 平成 24 年 2 月 同社常務取締役 営業本部長 平成 24 年 5 月 同社代表取締役社長 (現任) 平成 26 年 8 月 (株)キリン堂ホールディングス 代表取締役社長 執行役員 平成 27 年 5 月 同社代表取締役 社長執行役員 (現任)	695,920株
3	クマモト ノブヒサ 熊本 信寿 (昭和34年7月31日生) *	平成 2 年 9 月 森田ポンプ(株) (現(株)モリタ) 入社 平成 11 年 11 月 (株)キリン堂入社 平成 13 年 4 月 同社 管理部次長 平成 15 年 5 月 同社取締役 管理部長 平成 16 年 4 月 同社取締役 財務経理部長 平成 21 年 6 月 同社常務取締役 財務経理部長 平成 26 年 8 月 (株)キリン堂ホールディングス常務取締役 執行役員 財務経理部長 平成 27 年 4 月 (株)キリン堂取締役 財務経理部長 (現任) 平成 27 年 5 月 (株)キリン堂ホールディングス 常務執行役員 財務経理部長 (現任)	13,400株

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	ヒラノ マサヒロ 平野 政廣 (昭和40年2月25日生) *	平成 5 年 1 月 (株)キリン堂入社 平成 13 年 3 月 同社 商品部次長 平成 14 年 8 月 同社 商品部長 平成 20 年 5 月 同社 社長付特命プロジェクト担当部長 平成 21 年 6 月 同社取締役 経営企画室長 平成 22 年 9 月 同社取締役 海外事業担当 平成 23 年 1 月 麒麟堂美健国際貿易(上海)有限公司 総経理 平成 24 年 2 月 (株)キリン堂取締役 海外事業部長 平成 24 年 9 月 忠幸麒麟堂(常州)商貿有限公司 総経理 平成 26 年 1 月 璞優(上海)商貿有限公司 副董事長(現任) 平成 26 年 8 月 (株)キリン堂ホールディングス取締役 執行役員 海外事業部長 平成 27 年 5 月 同社 執行役員 海外事業部長(現任) 平成 27 年 11 月 忠幸麒麟堂(常州)商貿有限公司 副董事長(現任)	7,000株
5	ニシムラ コミオ 西村 弘美男 (昭和28年2月4日生) *	昭和 51 年 4 月 三井物産(株)入社 平成 12 年 12 月 同社退社 平成 13 年 3 月 (株)リジョイス代表取締役 平成 14 年 11 月 (株)エスアールエルユウメディカル代表取締役社長 平成 16 年 6 月 メディスンショップジャパン(株)代表取締役社長 平成 17 年 7 月 (株)日本ウエイトマネージメント 執行役員 平成 18 年 7 月 (株)イレブン(現ウエルシア薬局(株))取締役 平成 22 年 5 月 同社常務取締役 平成 22 年 10 月 グローウェルホールディングス(株)(現ウエルシアホールディングス(株)) 営業企画部長 平成 23 年 11 月 同社 執行役員 平成 25 年 11 月 ウエルシア関西(株)(現ウエルシア薬局(株)) 常務取締役 平成 26 年 9 月 ウエルシア薬局(株) 執行役員 平成 27 年 3 月 (株)キリン堂 医療事業本部顧問 平成 27 年 10 月 同社 医療事業本部長 兼 調剤運営部長(現任)	— 株

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	オオタケ ケンイチロウ 大武 健一郎 (昭和21年7月10日生)	昭和 45 年 5 月 大蔵省(現財務省) 入省 平成 8 年 7 月 同省 大阪国税局長 平成 9 年 7 月 同省 大臣官房審議官 平成 10 年 7 月 同省 国税庁次長 平成 13 年 7 月 財務省主税局長 平成 16 年 7 月 同省 国税庁長官 平成 17 年 7 月 商工組合中央金庫 (現(株)商工組合中央金庫) 副理事長 平成 20 年 4 月 大塚製薬(株) 顧問 平成 20 年 5 月 (認定NPO法人) ベトナム簿記普及推進協議会 理事長 (現任) 平成 20 年 7 月 大塚ホールディングス(株) 代表取締役副会長 平成 26 年 12 月 (株)シイエム・シイ 取締役 (現任) 平成 27 年 5 月 (株)キリン堂ホールディングス 取締役 (現任)	500株
7	イノウエ マサヤス 井上 正康 (昭和20年12月23日生)	昭和 53 年 4 月 熊本大学医学部 講師(生化学) 昭和 55 年 9 月 アルバートアインシュタイン医科大学 客員准教授(内科学) 昭和 58 年 4 月 熊本大学医学部 助教授(生化学) 平成 元 年 9 月 米国タフツ大学医学部 客員教授(分子生理学) 平成 4 年 9 月 大阪市立大学大学院医学研究科 教授(生化学・分子病態学) 平成 23 年 3 月 大阪市立大学 定年退官 平成 23 年 4 月 大阪市立大学医学部 名誉教授 (現任) 平成 25 年 4 月 健康科学研究所 所長 (現任) 京都府立医科大学 客員教授 (現任) 鈴鹿医療科学大学 客員教授 (現任) 平成 27 年 5 月 (株)キリン堂ホールディングス 取締役 (現任)	500株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺西豊彦氏は、寺西忠幸氏の長男であります。
3. 大武健一郎氏及び井上正康氏は、社外取締役候補者であります。
4. 大武健一郎氏は、財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識を有し、さらに、直接企業経営に関与した経験等を当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただいております、引続き社外取締役候補者といたしました。
5. 井上正康氏は、大学教授としての長年の研究と専門的な知識、経験等に基づき、当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただいております、引続き社外取締役候補者といたしました。
6. 当社と大武健一郎氏及び井上正康氏の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合は、同様の契約を継続する予定であります。
7. 大武健一郎氏及び井上正康氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合は、当社は引続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 大武健一郎氏及び井上正康氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
9. *は新任候補者であります。

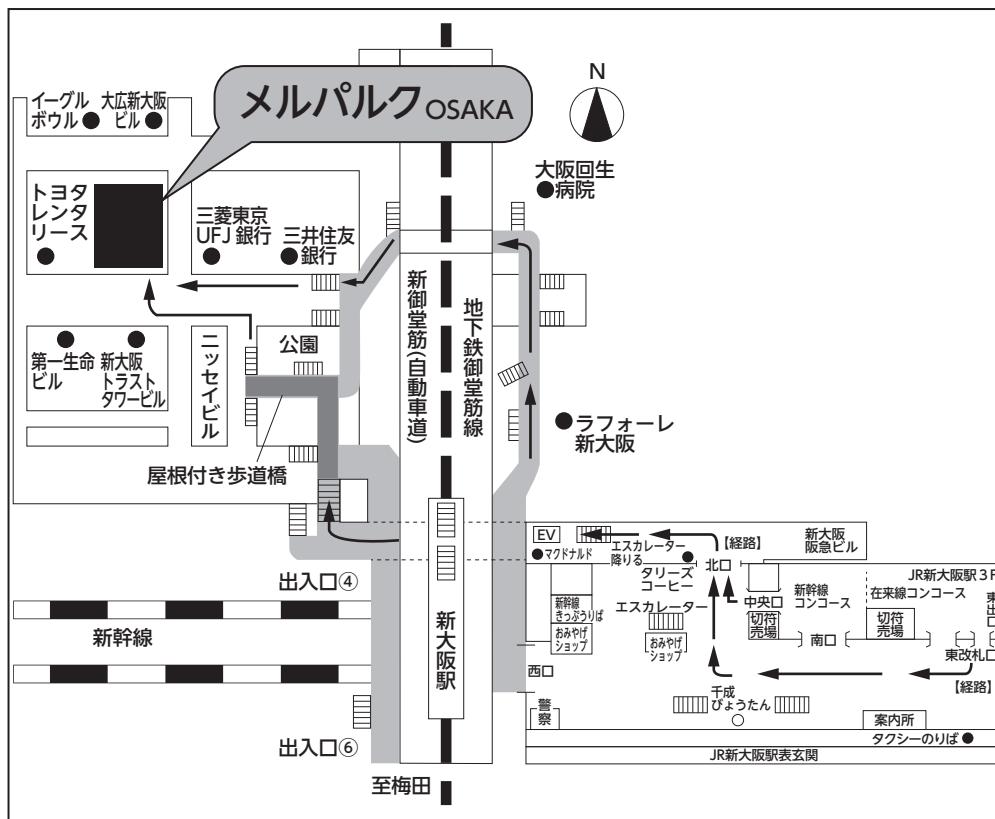
以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルクOSAKA 5階「カナール」
電話 06-6350-2111



[交通のご案内]

最寄駅 JR新大阪駅西口より徒歩約7分

地下鉄御堂筋線新大阪駅4番出入口より徒歩約3分